

## 熊本県困難女性等支援調整会議設置要綱

### (目的)

第1条 困難な問題を抱える女性の支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）第15条及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の2の規定により、県下における困難な問題を抱える女性（性自認が女性である者を含む。）やDV被害者に関する支援を適切かつ円滑に実施することを目的として、熊本県困難女性等支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 支援調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県全体の困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援に関する体制整備や施策方針等の検討及び評価に関すること。
- (2) 関係機関との総合調整及び情報交換に関すること。
- (3) 関係機関の支援担当者の資質向上に関すること。
- (4) 支援の対象となる女性及びDV被害者に関する情報交換に関すること。
- (5) 支援の対象となる女性及びDV被害者に係る支援方策の検討に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、支援調整会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 支援調整会議は「本部会議」及び「実務者会議」並びに「個別ケース検討会議」の3段階の組織構成とし、各会議の構成員は困難な問題を抱える女性等の支援に係る関係機関等をもって構成する。

- 2 支援調整会議に会長を置き、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局長をもって充てる。
- 3 会長は、支援調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する関係機関等の代表者がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 支援調整会議のうち、本部会議及び実務者会議は会長が招集する。

- 2 本部会議及び実務者会議の議長は、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課長をもって充てる。

- 3 会長は必要と認めるときは、支援調整会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料若しくは情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第5条 本部会議及び実務者会議に関する事務は県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課が行う。

(実務者会議)

第6条 支援調整会議のうち、実務者会議では、所掌事務に関する専門的な事項（対応事例の定期的な情報共有等）への対応及び関係機関のうち、直接支援に携わる者の同士の交流や資質向上に関する事項について対応する。

(個別ケース検討会議)

第7条 支援調整会議のうち、個別ケース検討会議では、所掌事務に関する個別の支援対象に関する情報交換及び支援方策の検討について対応する。

- 2 個別ケース検討会議は、熊本県女性相談センター所長が主催する。
- 3 熊本県女性相談センター所長は、個別の事案に応じてその開催の是非を判断し、必要な機関等を招集する。

(秘密保持義務)

第8条 支援調整会議の構成員は、困難女性支援法第15条第5項及びDV防止法第5条の3の規定に基づき、正当な理由なく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項の規定に違反した者には、困難女性支援法第23条及びDV防止法第30条の規定に基づく罰則が適用されることがある。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。